毎月一回發行
發行所
平塚市役所
平塚市平塚新宿 1,195 番地
電話1266～1268
印刷所 榮林堂印刷所 電話359番

第二十五号

# 平塚市弘報

正しい選挙
**公明選擧**
明るい政治

## もり上りつゝある
# 公明選擧運動

公明選挙とは先ず「選擧を本物にしなければならない」ということがこの運動のねらいである。たゞ選擧の腐敗を防止する消極的な意味だけでなく、積極的に選擧の本義を理解し国民が政治するところまで持つて行かなければならないと言う趣旨から、かつての選擧粛正と言う名称をさけて公正明朗乃至は公明正大の選擧にと言うことで「公明選擧運動」の名称がとられ去る六月七日には衆議院で多数黨派の共同提案によつて「公明選擧」の推進について決議がなされ、政府も又七月一日に「公明選擧」推進について閣議決定の上これを発表されたのである。国の政治は国民の手に委ねられている。民主政治の基礎はあくまで選擧にある。国民の手に握られた一票〳〵の使い方いかんによつて、政治は良くもなり、悪くもなる。政治の向上は、選擧の公明化にある。

独立第一年、われ〳〵は自ら自戒して「きれいな選擧」を実現し、今こそわれ〳〵の責任において祖国の前途に希望の灯を点じなければならない。

（社会教育係）

◇十月一日
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
の日

◇十月五日
県市教育委員会委員選挙の日

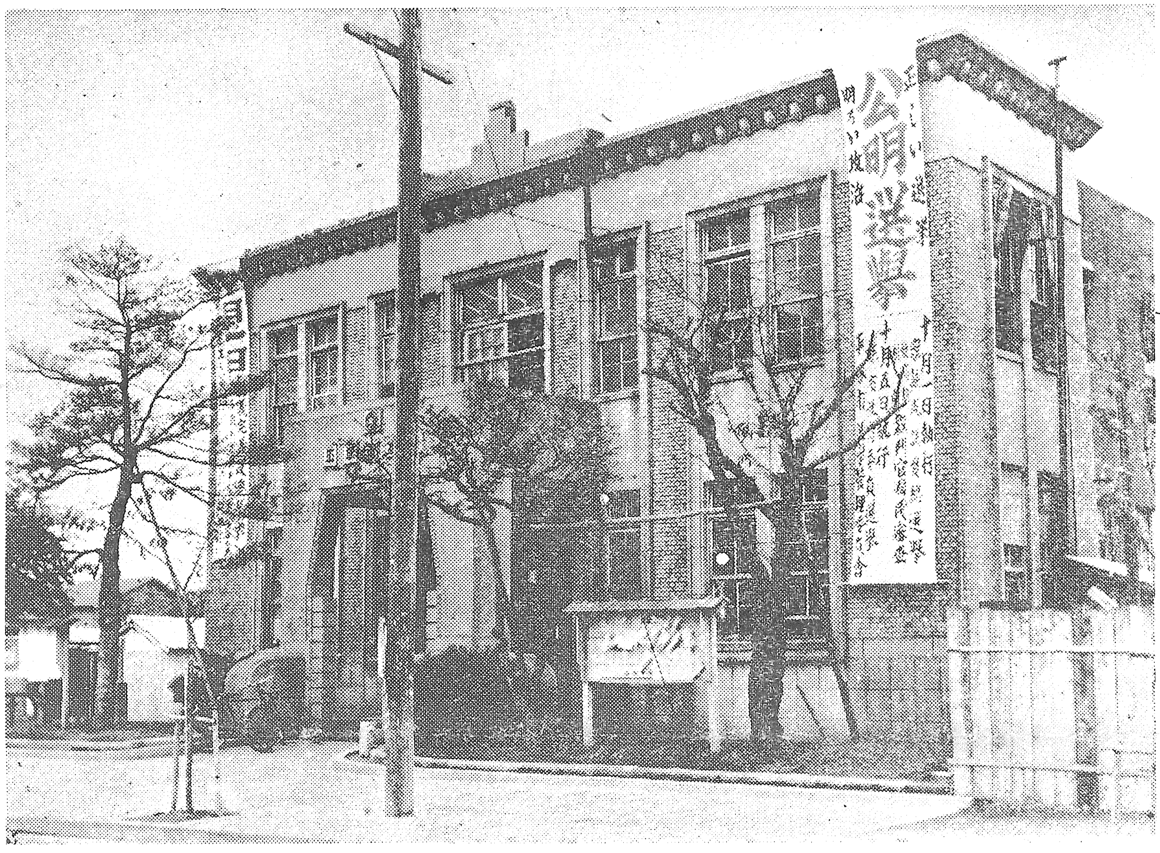

**大事な一票棄てるな権利**

## 平塚市
# 公明選擧運動
## 実施要項

**一、目的**

民主主義の鍵は選挙にある。選挙が正しく行われるところに眞に民意を盛つた政治が行われる。敗戦のあとに打ち建てられた新しい民主主義は主權が人民に歸屬し国会は最高の政治機関となり各般の重職は殆ど選挙によつて任命されることになり、選挙の重要性はにわかに加わつた。しかし選挙の重要性が増大すると同時に選挙の弊害もまた著しいものがあり眼を蔽わしめるような醜状を呈しつゝあるのが最近の世相である。

この際一掃して選挙界の清浄を図り信頼される政治の確立こそ緊急の国民的要請である。これがためには先ず公明な選挙を実現して正しい人を夫々の要路に就かしめる事である。こゝに本市に於ては関係機関と市内各種団体の積極的協力を得てあらゆる手段をつくして公明選擧の実現のために推進しようとするものであります。

**二、主体**

平塚市
平塚市選挙管理委員会
各新聞社、各種団体

**三、期間**

昭和二十七年九月一日より衆議院議員並びに教育委員選挙投票日の前まで（一應以上の期間を第一期とする）

**四、目標**

①本運動は国民のやむにやまれぬ憂国の至情から出た眞の愛国運動である。

②本運動の推進に際しては公明選挙運動の埒を越えてはならない。

③本運動の展開によつて正しい候補者は有利となり不正な候補者にとつては不利になることは当然である。これが本運動の究極の目標である。

④本運動を推進するに際し棄權防止の点を強調することはもちろん重要な事である。

**五、方法**

①平塚市公明選挙推進委員と推進班の設置、社会教育委員、視聽覺教育委員、報道関係者、学校長、婦人団体長、青少年団体長、PTA会長、公民館長、選挙管理委員、選管事務局職員、社会教育並に弘報関係職員等を推進委員とする。

学区單位に班を設け主として班單位に推進する。

推進本部を市教育課におき本部長を教育課長が当る。班に班長をおき班活動の連絡指揮に当る（推進班の腕章をつくる）

②啓蒙のための街頭進出

弘報車により町のすみまで徹底する様に行う。第一回を十日頃より二日間位、第二回を二十日頃より二日間位、第三回は投票日の前日までに二日乃至三日間位実施する。

③選挙法解説と公明選挙推進のお話と映画の会開催（四日〜十一日七ケ所）

市内七ケ所にて選挙法の解説と公明選挙についてお話と映画にて開催する。主として婦人を対象とする。

④講演と映画の夕べ開催

学区單位に五会場にて開催。講師は一流人を依頼し演題については市民の関心をもつ様考慮する。映画は日本の劇フィルムと他に公明選挙に関係ある文化フイルムを使用する。

⑤書道図画の作品募集並びに展示

学校に依頼して行く。市長賞、選管委員長賞を授与する。全作品を各自に町へ掲示せしめる。

⑥市民のポスター、習字、標語募集。

締切九月十五日

⑦映画館並びに広告放送による啓蒙放送原稿を作成し館並びに社主に依頼する。

⑧ポスター並びにチラシの配布

ポスターを印刷掲示する。公明選挙の標語又は平易な文章によるものをチラシとして印刷し各戸へ配布する。

⑨市弘報の特別記事掲載

公明選挙に関係した記事を掲載する。

⑩紙芝居と幻燈の会開催

公明選挙に関係したスライド紙芝居に依る。

⑪レコードの使用

コロムビア盤「あらカンタンね」「選挙くせものこわいもの」を購入して映画館関係団体に配布する。

⑫その他

イ スライドを作成映画館で上映する
ロ 主要道路上に横幕をかかげる
ハ 立看板の掲出
ニ アドバルンの掲出
ホ 駅前記念塔の利用

今回の選挙の時までを第一期として前記運動を展開し選挙後は政治教育として講演座談等の集会を行い更に視聽覺教具等を活用する。

# 基本選挙人名簿
## の調製について

毎年九月十五日現在で調製致して居ります選挙人名簿を本年も調査員が各御家庭を訪問致しまして該当者を申告して戴く事に致します。該当者と申しますと次の方々で御座います。

昭和七年十二月二十一日以前に生れた方で九月十五日現在三ケ月以上引続き市内に居住して居られる方（出稼等で一時的に不在の方も該当者です）

申告の方法は申告用紙を各御家庭に一枚づゝ配布致しまして必要事項を書き入れて戴きそれを調査員が集めるという方法で致しますので申告用紙が配布せられましたら早速調査事項を書き入れ、いつ調査員が集めに参つてもわかる様にして置いて下さい。又調査員が御聞きは致しますが一軒の家で二世帯以上住居して居られますと一世帯の申告が洩れる場合が多いので特にそうした御家庭では氣付かれた方が調査員に注意下さいます様御願い致します。

それから申告用紙が九月二十日になつても配布されない場合又は配布はあつたが調査員が集めに参らない様な事が御座いましたら御手数ですが市役所の選挙管理委員会に電話等で結こうですから申出て下さい。市役所の電話番号は一二六一番で御座います。

（平塚市選擧管理委員会）

**解説**

# 公職選挙法の改正のねらい

—（選挙時報より）—

今回の公職選挙法改正の狙いは二つある。第一は、いかにして「金のかからない選挙」を実現するか、第二は、いかにして「品のよい選挙」を行うかということである。

（一）「金のかからない選擧」を目標とする改正事項

① 選挙期日の公示又は告示の期間

(イ) 衆議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙は二十五日

(ロ) 都道府県の議会の議員及び五大都市の議会の議員、市長及び教育委員会の委員の選挙は二十日

(ハ) 一般の市の議会の議員、市長及び教育委員会の委員の選挙は十五日

(ニ) 町村の議会の議員、町村長及び教育委員会の委員の選挙は十日

これで、おおむね、戦前の選挙運動の期間の程度に短縮された。運動期間が長ければ長いほど、選挙運動費用がかかるというわけである。

② 選挙事務所は、原則として、一ケ所とする。

③ 未成年者の選挙運動は、禁止される。

④ 選挙運動専用の自動車及び船舶は、一台又は一隻に限定される。但し、参議院全国選出議員の選擧については、三台又は三隻である。擴声機は、衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員並びにいわゆる五大都市の議会の議員、市長及び教育委員会の委員の選挙は、二揃である。参議院全国選出議員の選挙は、その地域が広い関係上、自動車又は船舶も三台又は三隻、擴声機もまた三揃まで使用することができる。

⑤ 衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県知事の無料葉書の取扱は、現行の三万枚から一万枚に減少される。印刷費、葉書の宛名書の費用を節減する趣旨である。

⑥ 右の選挙用葉書の減少によって生ずる費用が選挙公報の改善に宛てられた。すなわち、公報の掲載文の字数五百字が千五百字に増加される。（参議院地方選出議員の選挙のみは、現行法通りである。）

⑦ 選挙運動用のポスターは衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあっては、二千枚を限度とする。（参議院地方選出議員については、現行通りの例外がある。）但し、この外に、印刷されたポスター千二百枚が無料で都道府県の選擧管理委員会から交付される。ここで注意を要するのは、衆議院議員の選挙については、公営のポスターの外に、候補者が自らポスター二千枚を使用することができることを原則としているが、特例としてその使用を禁止する規定があるため、結局六十回の個人演説会の告知用として、公営のポスター千二百枚の外は、使用することができない点である。

⑧ 個人演説会衆議院の原案では、四十回であったが、六十回に増加された。この制限の適用があるのは、⑦に掲げた選挙に限る。

⑨ 街頭演説は、常に、都道府県の選挙管理委員会から立候補の届出の際交付される一本の標旗（参議院全国選出議員の選挙だけは十五本）を掲げ、且つ證明書を持っていなければ行うことができない。そうしなければいわゆる遊擊隊があちらこちらで街頭演説をブッて歩くことになり、それが相互の競争となって、実に馬鹿々々しい、しかも多くの経費を要することになるからである。

⑩ 自動車などの上で街頭演説を行い、あるいは、乗物の上から候補者の氏名などを連呼する場合には、運転手などをふくめて、十五人以下でなければならないという制限がある。

⑪ 民間放送を自由に使用することは、無用の競争や悪用を誘発するというので、公営によって政見を放送する場合の外は、その使用を許されない。

第二は、いかにして品のよい、品位のある、世界の文明諸国に紹介されても恥しくないような選擧を実現するかという事項である。このなかには併せて「金のかからない選擧」を実現する趣旨をも含んでいることは、かつて、某法律雑誌に書いた通りである。この事項として

① 戸別訪問の禁止。現行法では、候補者が親族、知己、密接な間柄に在る者を訪問することは、差し支えないとされている。ところが、この規定が濫用されて、昨年の四月の地方選擧では、全国的に、候補者又は運動員の戸別訪問を受けなかった家庭はなかったといってもよい位で、ほとんど放任の状態に近かった。これが買收の温床となり、選擧の品位をけがし、候補者の権威を失わせるというので、今回は、以前のように、全面的に禁止されることになった。

② 選擧に際して、署名運動を行うことは禁止される。

③ 夜間屋外における演説や連呼は、午後九時（現在は午後十時）以後はできない。

④ 街頭演説及び連呼は、常に標旗の下で行わなければならないから、選擧に静謐は、相当に保たれることになろう。

⑤ 広告放送の禁止

⑨ 新聞の人氣投票の禁止

（平塚市選管事務局）

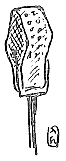

## ◆自分の代表として　どんな人を選んだらよいか

### こんな人を選びましょう

一、国民の福祉を常に考えている人

二、識見人格の高い尊敬できる人

三、責任と奉仕の観念が強い人

四、正直で信頼出来る人

五、是を是とし非を非と卒直に意見のいえる人

六、地位職業の別なく人を尊敬できる人

七、建設的な活動をする人

八、公約を忠実に実行する人

九、常に国民の声をきゝそれを政治に活かせる人

十、情実に左右されない人

× × ×

### こんな人は選ばないことにしましょう

一、利權を目当ての人

二、黨利黨略しか考えない人

三、金や権力で出ようとする人

四、議会に出席の悪かった人

五、公約を実行しない人

六、ボス的な人

七、威張りたがる人

八、贈收賄のある人

九、私利私慾に走る人

十、言行の一致しない人

× × ×

## 七月の議会メモ

一日　厚生委員会
市営プールの運営について協議した。

四日　建設委員会
港小学校の校舎移転工事について協議した。

五日　火葬場移築委員会
火葬場移築の問題について協議した。

八日　教育厚生合同委員会
市営プール運営について協議した。

十一日　財政委員会
市職員に対する夏季手当の支給について協議した。

十二日　建設委員会
土木工事執行について協議した。

十四日　公営事業委員会
七月の市営競輪運営について協議した。

十五日　区劃整理促進委員会
復興事業所々長に出席をお願いし昭和二十七年度平塚市復興計画について説明を求めた。

十六日　教育委員会
県費支辨による教職員に対する夏季手当の支給について協議した。

市議会
平塚市功労者表彰條例
平塚市議会議員退職記念品並びに弔慰金の贈与に関する條例
平塚市職員に対する夏季手当の支給に関する條例
昭和二十七年度平塚市歳入歳出追加豫算
右四議案を慎重審議の結果全議案とも原案通り可決し閉会。

二十一日　財政委員会
昭和二十七年度の固定資産評價並びに地方税法の一部改正について協議した。

二十三日　治安委員会
最近の治安問題について協議しだ。

二十六日　教育委員会
委員長より茅ケ崎市において開催されました湘南五市教育常任委員長会議の報告があった。

## 計量器の定期検査

旧度量衡法が計量法と改正され、業務上必要な計量器（ます、はかり、ものさし等）は毎年一回定期検査を受けなければならない事になりました。当市に於ては來る十月十三日より七日間にわたり左記の日割表の通り集合検査が実施されますので、このため市担当課係員が検査前に準備調査に伺いますが、営業用、会社工場用、又は農家で使用して居る計量器は洩れなく申告し違反や罰則にかゝらぬよう必ず検査当日には受検されるよう市民各位の御協力を御願い致します。

| 検査期日 | 検査区域 | 検査場所 |
|---|---|---|
| 十月十三日（月）<br>〃十四日（火） | 新宿地区 | 平塚商工会議所 |
| 〃十五日（水）<br>〃十六日（木） | 平塚地区 | 富士見小学校 |
| 〃十七日（金） | 馬入地区 | 松原小学校分校 |
| 〃十八日（土）<br>〃二十日（月） | 須賀地区 | 平塚競輪場 |

〔注意〕

一、検査受付時間は午前九時より午後三時まで

一、晴雨に拘らず実施する

一、指定の日に必ず検査を受けること

一、理由なく検査を受けないと後日調査の上、縣庁へ提出を命ぜられたり又は計量法により処分を受ける事があります

一、準備調査は洩れなく実施致しますが万一該当する者で調査洩れがあった場合、又は不明の点がある場合は十月六日より十一日までに必ず申告又は御問合せを市産業課へお願いする。

## 八月の議会メモ

一日　産業委員会
産業課所管の事務につき担当課長より説明を求めこれについて協議

四日　厚生委員会
塵芥及び屎尿の処理について協議

七日　財政委員会
土地の買収問題について協議

十三日　火葬場移築委員会
火葬場移築の件につき大野町に対する交渉の経過報告協議

十八日　公営事業委員会
八月市営競輪運營について協議

厚生委員会
屎尿処理問題について衛生課長より資料の提出があったのでこれについて協議

二十三日　産業委員会
電氣設備等復元法案に対する委員会の態度について協議

二十五日　火葬場移築委員会
十二日に引続き火葬場の移築について協議

二十八日　教育委員会
六日の本会議において附託になった花水小学校々舎新築について陳情書を審議

市議会
一時借入金に関する専決処分承認について
一時借入金に関する専決処分承認について
平塚市市税賦課徴收條例の一部を改正する條例
平塚市手数料條例の一部を改正する條例
平塚市警察及び消防吏員に対する被服等の給与並びに貸与に関する條例
庶民住宅建設費起債について
一時借入金について（一般会計）
一時借入金について（特別会計競輪事業費）
一時借入金について（特別会計競馬事業費）
昭和二十七年度平塚市歳入歳出追加更正豫算
以上十議案について慎重審議の結果全議案とも原案可決し閉会した。

三十日　公営事業建設合同委員会
競輪場スタンド改修について協議

読売青年辯論大會
平塚市豫選大會入賞原稿

# 鞄、地盤、看板の悪弊を衝く

北村和夫

私が選擧權を得まして始めて一票を投じましたのは、昭和二十五年六月に行われました參議院議員選擧であります。其の後昨年の縣会市会議員選擧と、投票箱の前に立つたのは二度であります。この一票が直接我々の生活と結びつくのだ。政治に対して大きな関心の目をむけ、大人になつたのだとの意識、何か誇らしげな爽快と興奮とで、ふるえる手でペンを持ち投票致しましたあの日の感激は今もなお忘れる事が出來ません。この喜びは私一人でなくておそらく諸君も等しく味われた事と思います。

しかしあれから三年經た今日我々のこの感激を破つたものは何であつたでしよう。我等がもつとも信頼し得る人として一票を投じて国会へ送つた議員諸氏は果して何をしたでありましようか。国会といへば喧嘩であり、野次であり、はたおとなしくば居眠りする場所であるかの如く印象を国民に与え、徒らに黨利黨略にきゆう／＼としているのが現在の政治であります。勿論言うは易く行いは難しは私達といえども心得ております。が、いやしくも一国の政治にたずさわる議員諸氏がこの様であつたなら、独立日本の前途まさに暗澹たりといわねばなりません。

しかし諸君よ、今一歩進んで、かゝる政治を作りあげた根本の原因は何か、何故こうなつたかということを深く考えて見る必要があると思います。

昔から「蒔かぬ種子は生えぬ」とか申しますが、一番の原因は何といつても我々がかかる議員を選んだという事であります。といつても誰も悪い政治を好む人は有りませんが、いわゆる清き一票として入れたはずの一票が、天地神明に誓つて正しいとされる一票であつたかどうかという事であります。

辨当の折箱の底に千円札ありという派手なのから名入の手拭一本まで、何時の選擧にも違反としてあばかれる話題であります。金によつてその人の人格が光るものでしようか。否であります。いや絶対的否であるべきなのに現実はやゝもすると金の光が強いのであります。金、金に追いかけられている一般大衆にはもつとも手近ないわゆる買收の手であります。そしてこれら議員は、ばら撒いた金以上にその地位を利として懐に貯めこむとさえいわれます。僅かなる餌に釣られる魚にも似た我々であつてはなりません。

次に地盤であります。何といつても候補者の絶対的條件でありますが。選擧となると暑中見舞や賀状が舞込んだりするのは衆知の通りであります。特に縣会市会選擧など範圍が狭くなりますと短的であります。昔の好みを枝から／＼で参りますと年寄など驚く程のいわゆる義理人情といつた封建的感情にとらわれていますから人物がどうであろうと政見が何であろうと、そういつた感情に傾いて一票を投じ義理を欠いたら祖先に申譯がないと決して誇張でなしに笑えぬところの実状であります。この点など新しい世代を負うところの我々青年の力で、もつとも打破することの出來る面ではないのかと思います。

看板についても同じ事、一行でも余計につく肩書を得意とする人、それに魅せられる大衆、その看板を降した時の人となりを深く知る必要があるのではないのでしようか。

去る新聞にて報道されました某町会議員二名が酔つてバスに不正乗車をしようとした処を車掌にとがめられたら、生意気なやつ俺達を知らねえかとの暴言にて車掌を殴り瀕死の苦痛を与えたそうであります。私はこの新聞を読んだ時義憤で身体がふるえたのであります。この議員達が酒くせの良いか悪いか知りません。勿論そんなことは言譯にもなりませんが、酒がこのような暴行を働かさせたのでしようか。かくあらしめたのは町会議員という看板が暴れたのだと。俺達を知らねえのかという腹には俺達は町会議員なのだとの肩書特権意識に常日頃から酔つていたのだと思います。こういう人物こそ、より多くの看板をかゝげその看板だけに物言わせようとするところの虎の威を借る狐にも似た無力者達であります。そして更に町の有力者達であります。そして更に又町の有力者達が、もみ消し運動云々に至つては実に何か彼等こそこれら議員を助け非を非とせざるところの卑怯なそして恐ろしい寄生虫的存在であります。もし我等がかゝる醜態を演じたとしたならば内聞もなにもありません。たちどころにとらわれの身となるでしよう。なぜ彼等だけに内聞に事を済まそうなどという事が許されるのでしようか。幸にして町の非難が内聞を破つてしまつたとされ、この事件が明るみに出ましたが、このような事が度々あつては困りますが絶体ないと誰が言えましようか。もし不幸にしてかゝる問題が我々身近に起つたならば、正は正を邪は邪とするところの青年の意氣と熱情によつて、どし／＼世論に訴えようではありませんか。もし被害者がこの町議に一票を投じていたと假定したならば、何と皮肉な悲しい現象ではありませんか。

目覚めて下さい議員諸氏、私利私慾のための政治か、地位名譽のための政治なのか、目覚めよ青年諸君、毆つた毆られた。もうけた、もうけられた。このような事に遅々として八千万国民が押問答している秋でありましようか。大きな目を見開いて下さい。私が今更申し上げるまでもありませんが。こゝ数年間の世界情勢たるや波乱を含んだ、まことに物騒なものでありました。そしてその不氣味な変動は今日なお止み難く、戰争か平和か再び聞く呪しい言葉となつて現われて來ました。国破れて山河有り三千年の歴史に厳とした一劃線を引き線の平和を求め又世界に宣言して独立した我々ではありませんか。何時までも十二才ではありません。山と積まれた幾多の問題があります。眞に国を憂える者は誰か？。眞に憂国の士は無きか？。諸君よ起上りましよう。日本人としての誇り、自尊心と勇氣とをもつて、されば私利私慾、地位、名譽のための政治でもありません。かゝる悪政はたちどころに消え去るのみであります。

以上鞄、地盤、看板の悪弊を身近に拾いつゝ我々の抱負とするところを擧げて見ましたいさゝか集点がぼやけたようでどの演題なのか要不得の感がありますが。あらゆる手段をもちいて善良なる国民の目をカモフラージュするところの議員か、眞に憂国の士として我等の代表たり得る議員たるや、我々青年の力によつて正しく批判し又看破して正しい選擧、明るい選擧、独立日本の名にふさわしい公明選擧への一環として働きかけようではありませんか。

---

## 時局問題

### 講演と映画の会

主催　平塚市公明選擧推進委員会

講題　「世界情勢と日本の將來について」
映画　松竹特作　母恋草

| 日程 | 会場 |
|---|---|
| 九月十五日後七時 | 商工会館 |
| 十七日後二時 | 花水会館 |
| 十七日後七時 | 松原小学校分校 |
| 十八日後七時 | 富士見小学校講堂 |
| 十九日後七時 | 寿座 |

| 講師 | |
|---|---|
| 十五日 | 読売新聞社論説委員　本間章氏 |
| 十七日<br>十九日 | 公明選擧連盟講師　野本品吉氏 |
| 十八日 | 明大教授経済学博士公明選擧連盟理事　小島憲氏 |

---

◆選挙権の正しい、けがれない行使は
◆国民の一人／＼の義務である
◆国の政治から、地方公共政治団体の政治に至るまで
◆すべては選挙を起点として良し悪しが決まる

---

公明選擧推進運動の一環として、都道府縣選擧管理委員会は次のような「せんきよぶし」を作成しました。

なおこの兩作は、「あらかんたんね」は久保幸江さん、「選擧くせものこわいもの」は伊藤久男氏によつて、コロムビア盤で吹き込まれております。

## あらカンタンね

三木鶏郎　作詞・作曲

（一）
半えり一本選ぶにも
これは派手すぎこれは地味
ためつすがめつかきまわし
店を出るまで一時間　オヤ
(R)なのに大事な選挙には
いともあつさりきめちまう
あらカンタンね

（二）
オール二十でベルがなる
パチンコ台はどれかなと
ゆきつ戻りつ血眼で
銀のバラ玉汗が出る
(R)なのに大事な選挙には
いともあつさりきめちまう
あらカンタンね

（三）
村のまつりに盆おどり
ひく手さす手の品定め
おどり上手はどの娘
あれかこれかで夜が更ける
(R)なのに大事な選挙には
いともあつさりきめちまう
あらカンタンね

（四）
町の明るい喫茶店
紅茶コーヒーソーダ水
それともケーキか果物か
(R)なのに大事な選挙には
いともあつさりきめちまう
あらカンタンね

（五）
ごんどの楽しいお休みに
映画か芝居かレビューか
それとも温泉ハイグング
新聞ながめて泡とばす
(R)なのに大事な選挙には
いともあつさりきめちまう
あらカンタンね

## 選擧くせものこわいもの

三木鶏郎　作詞・作曲

（一）
雨のふる日に長靴で
おえらいお方がてく／＼と
ちつぽけ間借りのボクん家へ
泥んこ道をいとやせぬ
ちよいとなさけにほだされて
いつもその手でだまされる
選擧くせものこわいもの

（二）
かごでゆくのはお軽ぢやないか
わたしや売られてゆくわいな
娘の身売りは可愛いそう
と涙をながすにや当らない
われと我身を売る人が
ほかにも沢山いるじやげな
選挙くせものこわいもの

（三）
好きなお方はびんぼうで
いやなオヤジにや金がある
ダイヤモンドに目がくらみ
その手に落ちたが身の破滅
貫一お宮ばかりじやない
こんな悲劇はザラにある
選挙くせものこわいもの

（四）
満員電車にすしづめの
よこを通つてく自家用車
質屋に通う人もありや
待合通いの人もある
あの時一票売らなけりや
こうした歎きはあるまいに
選挙くせものこわいもの

（五）
オヤジ辛党サケがすき
ムスコ甘党菓子がすき
それ／＼好みがあろうもの
ムリに合わせちや身の毒よ
親子　親類　夫妻
右にならへにや及ばない
選挙くせものこわいもの

（六）
エントツよりも月よりも
物価　税金　高くなり
安いは給料ばかりだと
青筋立てるにや及ばない
お金で一票売つたとき
もうそのことはきまつてた
選挙くせものこわいもの

（七）
狭い日本に八千万
親子八人　四疊半
呼吸も出来ない不自由さ
物も言えない不自由さ
もしも僕等が投票を
売らなきや自由になつたのに
選挙くせものこわいもの

---

## 伝染病のときは
## 市立湘南院を
## 御利用下さい

これは市内に発生した法定伝染病患者を収容して治療する施設です。ベットは二〇余あり、職員は医師を含めて五名で患者の治療看護に努めております。昨年と今年建物の大修理と諸設備の充実を計り患者に対する給食も細心の注意の下に行われており、治療成績は良好です。

昭和二十六年の利用者数は六十四名、本年は九月八日までに三十一名となつております。

**○入院料は**

食費薬価として一日六十円、特別の処置を必要とした場合はその実費を納めて頂くことになつております。

色々な事情で入院料の払えない方に対しては手続をとつて下されば入院料は免除或は減額することが出来ます。

一般の衛生状態がよくなりこうした施設の必要がなくなることが最も望ましいのですが現況ではむずかしいことです。医師に伝染病と診断されたら直ぐ入院されて治療を受け一日も早く健康になることが賢明です。

この施設を御存知なくて他の施設にお入りになつて色々事情をきゝますが、若し伝染病と診断されたらこれを利用して下さることをお知らせいたします。

---

## 狂犬病発生
### について警告

皆さん！お飼いの愛犬は今年度第一回狂犬病豫防注射を済まされたでしようか。今年も横浜、川崎に多数狂犬病が発生しております。本市に於てはまだ一頭も発生しておりませんが安心は禁物ですころばぬ先の杖として平塚市と神奈川県平塚保健所が協力して本市には狂犬病の発生を見ぬよう努力しておりますが、これは市民の皆様が協力していただかぬ事にはとうてい発生防止はできません。現在放し飼いは禁止されておりますがまだまだ之れが完全に実行されていません。狂犬病はそういう処をねらつております。必ず繋留しておいて下さい。放任主義をすて、愛犬に責任を持ち、永久に狂犬病のない平塚市にしたいものです。今年度狂犬病豫防注射を受けていない方は早速保健所に四百二十円と愛犬をつれて注射を受けられる様お願い致します。

# 教育委員会とその選挙

## 一、教育委員会とはどんなものか

### 1 市民のための教育

『教育』は地方の市なり町なりの住民の意志によつて、それぞれの実情に合つたやり方をせねばならぬ。そうした『教育行政』を行うには『教育』が不当な政治勢力やその他の圧迫にまけずに公正に推進され、住民に対し奉仕する立場で終始しなくてはならぬ。

### 2 教育が市民の手によつて

市民のために『教育行政』という仕事が進められるものであるから、その仕事をまかせる委員－教育委員四人をきめほかに一人は市議会から選ばれた者が加わつて、合計五人の人たちによつてこの仕事の責任をもつというやり方になる。

### 3 教育委員は選挙する

この制度は昭和二十三年に発足し、既に本縣では縣の教育委員会、横浜市・川崎市が教育委員会をつくり、他の市町村にもだんだんおくことになつていたが、その後すべての市町村におくことについては、いろいろ意見があらわれてきて今日まで延期してきた結局今行われている法律『教育委員会法』にもとづいて、來る十月五日には皆が一票を投じて教育委員を選挙することとなつた。

### 4 当選した委員の任期は

一般市民によつて選挙された委員の任期は四年で二ケ年毎に半数を改選する。今回新たに教育委員会を設置する市町村では、任期四年の委員と任期二年の委員の選挙が同時に行われる。四年二年の任期の区別は参議院議員の選挙と同様、得票数の多い順で決定する。

### 5 教育委員会はどんな仕事をするのか

十一月一日にすべての市町村に教育委員会がおかれると今までの縣の教育委員会や市長の権限となつて処理されていた教育関係の一切の事務は市の教育委員会の手にうつつて、市民は從來より更に直接的にその仕事にあずかることとなる。仕事の内容を大きくわけると次の通りである。

① 学校を建てたり、管理したり、廃止すること。
② 從つてその建物の敷地のことから、建物の修理保全のこと
③ 学校で教える内容とその取扱のこと
④ どの教科書を使用するか決めること
⑤ 学校環境の衛生管理のしごと
⑥ 社会教育のしごと
⑦ 校長や教員を任命したり退職させたりする人事のしごと
⑧ 教員が組織する教員組合と交渉すること
⑨ 校長や教員の研修をはかること
⑩ 校長、教員及び子どもたちの保健、福利、厚生のしごとをすること
⑪ これらのうらづけとなる教育費の歳入歳出の豫算を編成立案するしごと
⑫ 市議会で決定した豫算を執行するしごと

このように教育委員会のしごとは、学校管理、教育計画、人事、豫算の四つに大別することができる。

### 6 委員会には教育長と事務局がある

教育委員は会議を通じ、市民を代表してその考えを「教育行政」に生かすことを職務とするもので、常時勤務に服する行政の専門家ではない。委員会にはその方面の専門家である教育長という職があつて、教育長を中心とした事務局がおかれ一切の事務を処理している。

## 二、市に教育委員会を設置する場合の手順は

① 市は九月二十日に選擧管理委員会が選擧の告示を行う。
② 立候補の届出は選擧告示のあつた日から受付が始まり、市は九月二十五日に締切られる。届出の出來る期間は五日間である。
③ 立候補届出の日から選擧運動が行われ、十月五日に選擧が行われる。選擧は縣教育委員の半数改選と同時に行われる。
④ 当選人が決定すると選擧長から選擧管理委員会に報告がなされ、選擧管理委員会は当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示する。
⑤ 市議会は議会の議員の中から出る委員を選擧し、その結果を市長に報告しなければならない。
⑥ 市長は十月二十八日頃までに新委員に対し、教育委員会の招集を通知し、十一月一日に第一回の会議が開かれ、教育委員会は十一月一日に成立する。

## 三、教育委員にはどんな人をえらんだらよいか

ここで今一度教育委員会の性格を思いかえしてみよう。

① 「教育」が民主政治をおしすすめるためであり、その根元となるものであり、又一面今日の学校制度が非常に組織化されている点から、その社会的意義は深く大きいものがある。
② 教育委員会の権限が校長や教員の任免などの人事権から、教科書の採択、学校敷地の設定、校舎の建築などにまでおよび、極めて強力である点
③ その運営に必ずしも教育の専門家ばかりではない委員会と、すぐれた知識、技能をもつ教育長を中心とする事務局によつて行われ、両者の間柄が極めて円滑でなくてはならぬ点
④ 又市長や市議会と緊密な連絡を保つことが出來なくてはならない点など

以上の諸点から、この制度を生かすものは、人にあることを強調しなければなるまい。こう考えてくると特に教育委員には好ましくない人柄やこうあり品格が浮んでくる。

### ▼のぞましくない人

一、他人と協力できない人、またはしようとしない人
二、責任を重んじない人、実行力のない人
三、教養が少なく、視野のせまい人
四、道徳的に尊敬されない人
五、自己の利益のみを考え、教育のことを考えない人
六、常に会議に出席せず、またしようとしない人
七、ボス的で威張りたがる人
八、言行の一致しない人

### ◉のぞましい人

一、教育や子供のことに関心をもつている人
二、道徳的で社会の尊敬をうけている人
三、新しい教育がわかり、しんみになつて改善する人
四、学校や地方の財政の状態がわかる人
五、教養があり視野がひろく教育委員の義務をわきまえている人
六、すべてに公平な判断をする人
七、是を是とし、非を非と卒直に意見の言える人
八、正直で信頼できる人

## 四、むすび

ただここに問題とすべきは今尚設置延期や反対運動のために、市民に十分な理解がないままに、好ましくないような人が立候補したり、文部省自身が豫想しているように、八割近くも棄権するようなことがあつては、教育の管理とか、教員の人事を扱う正しい人物が選ばれるかどうか、重大な問題である。

今の設置についてはいろいろのいきさつがあつたが、法律が設置に決定したからは、この際むしろ忠実に法律に從つて、反対運動を積極的に選擧運動に切替え、少しでも理解ある人をたてて應援しようとすることが、教育委員会制度そのものを存置せしめるものではなかろうか。

「市民自身が責任をもつて市民のための教育」を行うために、私たちが子弟を安心して委ねられるような「教育行政」を担当するにふさわしい人を選擧するために、來る十月五日は一人もれなく投票しましょう。

十月五日は縣と市の教育委員の投票日です。

## 十月五日には一人ももれなく投票しましょう

県と市の
教育委員の投票日

## 獨立記念第二次
## 特別貯蓄運動

講和條約発効以來、わが国は各方面に於て独立国家としての実を着々と築きつゝありますが、国民全体が、一致協力、資本の蓄積に励んで、経済の基礎を固めてゆくことは喫緊の急務であります。よつて国民の貯蓄意欲を盛り上げるとともに、その努力をして成果あらしめるために国民運動としての貯蓄運動を更に強力に推進するため、各界の総力を結集して、独立記念第二次特別貯蓄運動を展開することゝなりました。

期間は
昭和二十七年九月十日より
十月二十日まで

運動の重点は

一、国民の貯蓄は、わが国経済建設の根底をなすものであることを周知徹底すること。電力等基幹産業の発展、食糧の増産は喫緊の急務であるが国民の貯蓄こそはその礎となるものであること、且つわが国経済の前途に明るい見透しを与えることにより一層の貯蓄心を換起する。

二、勤倹貯蓄の慣習を普及すること、貯蓄は苦しい生活の中にも、貯蓄意欲があればできるものであるから天引貯蓄の慣習を確立し生活費に使い過ぎのないように工夫し、物資の活用に意を用うることを勧奨する。

三、企業の自己資本の充実を促進すること。わが国企業の自己資本の過少借入金過大の実状に鑑みこの際企業は、冗費を省き合理化を進め、極力増資等によつて自己資本の充実を図るよう勧奨する。

四、民間の貯蓄源泉を培養すること。国家、地方公共団体等は卒先経費を節減し、できる限り減税を可能ならしめる環境の醸成に努め、もつて民間の貯蓄源泉を培養する。

五、貯蓄方法に関する知識を普及すること。

貯蓄手段全般についての正しい知識の普及に努めるとともに、金融機関は、それぞれの特色を発揮して貯蓄を推進する。

等であります。

私達もこの主旨に協力し、將來の自身のために、又国家のために

一日十円は貯蓄しましょう

企業は資本を充実しましょう

## 豫防接種メモ

昭和二十七年度の各種豫防接種を近く実施いたします。豫防接種を受けなければならない子供さんには通知書が参りますから必ず受けて下さい。

### ◉ジフテリヤ豫防接種

**第一期**（今年初めて受ける人）
昭和二十六年三月一日より
昭和二十七年三月卅一日迄
に生れた人

**第二期**（來年四月小学校へ入学する人）
昭和二十一年四月二日より
昭和二十二年四月一日まで
に生れた人
これは学校で行います。

### ◉百日咳予防接種

**初回免疫**（今年初めて受ける人）
昭和二十六年五月一日より
昭和二十七年三月卅一日迄
に生れた人

**追加免疫**（昨年接種のすんでいる人）
昭和二十五年七月一日より
昭和二十六年四月三十日迄
に生れた人

### ◉種痘

**第一期**（今年初めて受ける人）
昭和二十七年二月一日より
昭和二十七年六月三十日迄
に生れた人

**第二期**（來年小学校へ入学する人）
昭和二十一年四月二日より
昭和二十二年四月一日まで
に生れた人

**第三期**（來年三月小学校を卒業する人）
これは学校で行います。

## 公明選挙標語

〇この一票、出たい人より出したい人へ。
〇自立日本に自覚の一票。
〇この一票が政治を決める。
〇票を売るもの自由も売る。
〇大事な一票、私が決める。
〇選擧にいらぬ義理人情。
〇主婦の力で公明選擧。

## 公明選擧入選標語

この一票に責任をもつ
よく聞きよく見てよく選べ
有名人より公明人を
生活にあすから響くこの一票
この一票新日本を生む力
自覚の一票自立の一歩